

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和七年六月九日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 中野 洋昌

代理人 中国地方整備局長 林 正道

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等
収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積	
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字宮ノ峠	七〇三六番	山林	山林	一一五	五八・〇七
				裁決手続を開始する土地の面積（㎡）	
				五四・七五（別図に図示する部分①）	

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名） 井上 宏文

（住所） 大阪府八尾市恩智中町三丁目四七番地の一一

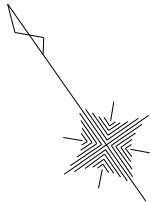
五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日
令和七年五月二十七日

実 測 平 面 図

広島県福山市瀬戸町大字山北字宮ノ峠 7036番

世界測地系



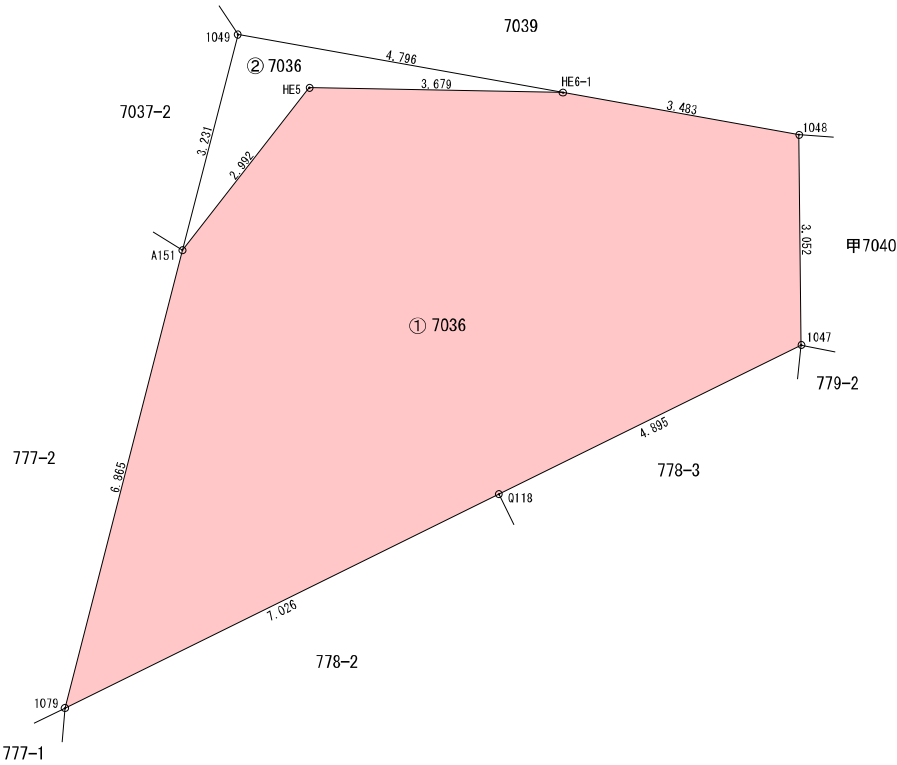
縮尺 S=1 : 100

地 番	7036			
① 収用しようとする土地				
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距 離
A151	-169203.538	105357.523	-562503.815297	6.865
1079	-169208.006	105352.310	-583335.740470	7.026
Q118	-169209.075	105359.255	-191227.047825	4.895
1047	-169209.821	105364.093	186705.172796	3.052
1048	-169207.303	105365.818	525459.334366	3.483
HE6-1	-169204.834	105363.360	488464.536960	3.679
HE5	-169202.667	105360.386	136547.060256	2.992
		倍 面 積	109.500786	
		面 積	54.7503930	
		地 積	54.75 m ²	

地 番	7036			
② 残 地				
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距 離
1049	-169201.435	105359.976	136546.528896	3.231
A151	-169203.538	105357.523	-129800.468336	2.992
HE5	-169202.667	105360.386	-136547.060256	3.679
HE6-1	-169204.834	105363.360	129807.659520	4.796
		倍 面 積	6.659824	
		面 積	3.3299120	
		地 積	3.32 m ²	

① + ②	合 計	58.07	m ²
-------	-----	-------	----------------

地 番	7036		
収用しようとする土地の面積			① 54.75 m ²



収用しようとする土地



※7039番の土地所有者は境界の主張がない。